

⑥ 社会参加の促進のために

1. 生駒市障がい者等交通費等助成制度（生きいきクーポン券配布事業）

（窓口）障がい福祉課

生駒市では、障がい者や難病患者（国の指定する難病の方）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進および経済的負担の軽減を図るため、交通費・施設の使用料、介護用品購入などに使用できる生きいきクーポンを配布します。

(1) **対象者**：各年度4月1日現在次のいずれかに該当する人（※重複支給はありません。また、高齢者生きいきクーポン対象の方は、そちらを優先します）

- 身体障害者手帳1，2級の所持者
- 療育手帳の所持者
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者で、かつ自立支援医療の受給者
- 難病患者（国が指定している指定難病または小児慢性特定疾病の方）

(2) **料金の助成**：年間10,000円分を限度

(3) **申請の手続方法**（詳細は、障がい福祉課へお問い合わせください）

対 象	申請方法（広報いこまちに掲載します）
身体・知的・精神障がい者	対象者にクーポン券と案内書を郵送します。
国が指定する指定難病、小児慢性特定疾病の人	4月1日現在加療継続中であることを証明できる受給者証などと窓口で手続きする人の顔写真つきの本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、障がい福祉課へお越しください。郵送による申請も受付しております。申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

2. 手話通訳者の派遣

（窓口）福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

聴覚障がい者等が市町村などの公的機関や医療機関などへの外出が必要なときに、円滑な意思の疎通を図るため手話通訳者が派遣されます。

3. 要約筆記者の派遣

（窓口）福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

中途失聴者・難聴者等が市町村などの公的機関や医療機関などへの外出が必要なときに、円滑な意思の疎通を図るため要約筆記者が派遣されます。

4. 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（窓口）障がい福祉課

意思の疎通が困難な、知的障がい者等（18歳以上の単身世帯等で、介護が必要で障害福祉サービスを利用されている方）が医療機関に入院した場合に、当該障がい者との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援します。

5. 自動車運転免許取得費の助成

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳の所持者で肢体不自由または聴覚、言語障がいのため運転免許証に条件が付されている者が、運転免許証交付後6か月以内に申請すると、運転免許取得のための教習に要した経費について、次のように助成します。

対 象	助 成 額
肢 体 不 自 由 者	要した経費の $\frac{2}{3}$ ただし、10万円を限度
聴覚・言語障がい者	要した経費の $\frac{1}{3}$ ただし、5万円を限度

6. 自動車改造費の助成

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳1～2級の肢体不自由者などが就労などのために自動車を自ら所有し運転する際、ブレーキやアクセルなどの改造に要する費用(10万円を限度)を助成します。ただし、所得による支給制限があります。※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

7. 点字・声の広報

(窓口) 障がい福祉課

福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

生駒市では視覚障がい1・2級またはそれと同程度の高齢者の方を対象に社会参加の一助として、広報いこまちを録音したCD(デージー)、広報いこまちを点訳した冊子をそれぞれ自宅まで送付しています。

声の広報については生駒市役所のホームページで音声データを公開しています。

8. 点字・声のあゆみ

(窓口) 点字のあゆみ：市内全図書館・室、障がい福祉課

声のあゆみ：障がい福祉課

障がい福祉のあない冊子『あゆみ』を、点訳・音訳しています。

点字のあゆみは市内全図書館で閲覧することができます。

声のあゆみについては障がい福祉課でCDにデータを入れてお渡しできるほか、障がい福祉課ホームページで音声データを公開しています。

9. 中途失明者等生活訓練事業

(窓口) 障がい福祉課

重度の視覚障がいで、自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談、援護措置に関する助言、指導ならびに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練などを行います。

10. 身体障害者補助犬の貸与

(窓口) 障がい福祉課

県内に1年以上居住している18歳以上の者で、重度の視覚障がい・肢体不自由・聴覚障がいにより、日常生活に著しい支障がある身体障がい者で、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を使用することで就労等社会活動への参加に効果があると認められる人に対し、補助犬を貸与します。

ただし、補助犬の飼育などにかかる費用は自己負担となります。

11. 字幕ビデオ・DVDライブラリー貸出事業 (窓口) 県聴覚障害者支援センター
TEL 0744-21-7880
FAX 0744-21-7888

聴覚障がい者に対し情報を提供するため、テレビ番組などに字幕・手話を挿入したビデオテープ・DVDの貸し出しを行います。

12. 図書館での対面音訳サービス (窓口) 市内図書館・室
※生駒駅前図書室を除く
(連絡先はP59参照)

希望の資料を音訳ボランティアが対面で読み上げます。図書館資料だけでなく、回覧板や家電製品の取り扱い説明書など、一般に公表された印刷物を音訳します。(自宅等に出向いての対面音訳サービスは行っていません)

- 対象者** : 生駒市内に在住・在学・在勤の方で、視覚障がいや加齢などによる視力の低下、学習障がい、身体障がいなどにより、一人での読書が困難な方
- 申請方法** : 生駒市図書館(本館)、生駒市図書館北分館、生駒市図書館南分館、鹿ノ台ふれあいホール図書室に申請。面談・聞き取りによりサービス利用の可否を決定します。
- 費用** : 無料

13. 図書館資料の宅配サービス (窓口) 市内全図書館・室
(連絡先はP59参照)

宅配ボランティアが読みたい本をご自宅へお届けします。(ボランティアの指名はできません)

- 対象者** : 生駒市内に在住の方で、障がいや高齢などの理由により、図書館へ来館するのが難しい方
- 申請方法** : 生駒市図書館(本館)、生駒市図書館北分館、生駒市図書館南分館、鹿ノ台ふれあいホール図書室、生駒駅前図書室に来館や電話等で申請。来館または訪問による面談によりサービス利用の可否を決定します。
- 費用** : 無料
- 申請後の利用方法** : インターネットや電話での予約、あるいは宅配ボランティアへの予約カード手渡し(ご家族でも可)

14. デイジー図書の貸出 (窓口) 生駒市図書館(本館)
TEL 75-5000
FAX 73-3600

デイジー図書は、視覚障がいや学習障害、肢体不自由などで紙の資料をそのままの形で読むことが難しい方のために作られた音声資料です。全国の図書館で所蔵しているデイジー図書を取り寄せることもできます。読みたい本が分からない場合は、読書相談も受け付けています。視覚に障がいのある方には郵送による貸し出しも行います。

- 対象者** : 生駒市内に在住・在学・在勤の方で、視覚障がいや加齢等による視力の低下、学習障がいなどで紙の資料をそのままの形で利用するのが難しい方
- 費用** : 無料

15. 研修会・講習会等の案内

障がい者の社会参加を促進するために、下記のとおり意思疎通支援従事者養成講座や障がい者を対象とした講習会・研修会などが開催されています。

(1) 意思疎通支援従事者養成講座

研修会・講習会名	内 容	問い合わせ先
点訳 録音 } 奉仕員養成講座	視覚に障がいのある人のための点字図書、声の図書の製作をするため、点字法や朗読の理論と実技の講習を行います。	県視覚障害者福祉センター T E L 0744-29-0123 F A X 0744-29-0127
手話通訳者養成講座	手話で特定の聴覚障がい者との日常会話が可能な方を対象に、手話通訳に必要な表現技術や基本技術を習得するため、理論と実技の講習を行います。	県聴覚障害者支援センター T E L 0744-21-7880 F A X 0744-21-7888
要約筆記者養成講座	手話技術を習得されていない聴覚に障がいのある人のために話の内容を伝える要約筆記の理論と実技の講習を行います。	
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚の両方に障がいのある人のために、通訳や介助を行う盲ろう者向け通訳・介助員の理論と実技の講習を行います。	
失語症者向け意思疎通支援者養成講座	失語症のある人の症状や思いを理解し、社会とつながりが持てるようコミュニケーションを支援するために、理論と実技の講習を行います。	県障害福祉課 社会参加・障害理解促進係 T E L 0742-27-8922 F A X 0742-22-1814

(2) 障がい者を対象として

研修会・講習会名	内 容	問い合わせ先
音声機能障害者発声訓練・指導者養成講座	疾病などにより咽頭を摘出し音声機能を喪失した方に対する発声訓練及びその指導者養成を行います。	奈良交声会 堀内様方 T E L 0745-77-6015 F A X 0745-77-6015
聴覚障害者生活訓練講座	聴覚に障がいのある人の社会参加促進のため、各種講座などの生活訓練を実施します。 聴覚に障がいのある人、とりわけ中途失聴・難聴者の社会参加促進のため、補聴器相談会や口語読話講習会などを実施します。	県聴覚障害者支援センター T E L 0744-21-7880 F A X 0744-21-7888
オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)社会適応訓練講座	ストーマ用装具の装着者に対して、装具の使用などについての正しい知識の講習および相談に応じます。	日本オストミー協会 奈良県支部 川崎様方 T E L 090-2110-5032
障害者スポーツ・文化教室	障がい者を対象に各種のスポーツ教室や文化教室を開催するとともに、ボランティア活動の推進を図ります。	奈良県心身障害者福祉センター T E L 0744-33-3393 F A X 0744-33-1199

16. 駐車禁止規制等の適用除外

(窓口) 生駒警察署

TEL 74-0110

次表の障がい程度に該当し、歩行困難な方などが使用中の車両で、「駐車禁止除外指定車標章」を掲示している車両は、駐車禁止規制等の適用が除外されます。

※ただし、交差点および交差点の側端から5メートル以内の場所等、標章を掲出していても駐車違反となる場合があります。

障がい種別	障がい程度	内容・申請方法等
視覚障がい	1級から3級までの各級および4級の1	<p>(1) 適用が除外される範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が駐車を禁止した場所 ・時間制限駐車区間 <p>(2) 必要品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・申請者の身元が確認できるもの（本人運転の場合は、運転免許証必須） ・同居の家族以外の第三者が申請される場合は、委任状が必要です。 <p>(3) 受付・問合わせ</p> <p>平日 午前8時30分～午後4時 （※午後0時～午後1時までを除く）</p> <p>夜間・土日・祝日は対応していません。</p> <p>※詳しくは交付を受ける方（身体障がい者等）の住所地を管轄する警察署にお問い合わせ下さい。</p>
聴覚障がい	2級および3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級、2級の1および2級の2	
下肢不自由	1級から4級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（上肢）	1級から2級 （上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動）	1級から4級までの各級	
心臓、じん臓、呼吸器、直腸・ぼうこう、小腸	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
肝機能障がい	1級から3級までの各級	
知的障がい	A1（最重度）、 A2（重度）	
精神障がい	1級	

17. 郵便等による不在者投票

(窓口) 選挙管理委員会

次表の障がい程度に該当する有権者の方は、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。

障がいの種類	障がいの程度
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の障がい	1級、3級
免疫、肝臓の障がい	1級～3級
※上肢または視覚障がいの程度が1級の方には、代理記載制度があります。	

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することについて奈良県知事等が書面により証明した方についても、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。戦傷病者については、障がいの種類および障がいの程度が一部異なります。また介護保険法の「要介護5」の方も対象となりますので、窓口に確認してください。

18. スポーツ大会や作品展

時期	種類	対象者	内容	問い合わせ先
春季	奈良県障害者スポーツ大会	満13歳以上の身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けた者	陸上・水泳・卓球・ソフトボール・バスケットボール・フライングディスク・サッカーの競技を行うとともに、全国大会出場選手を選考します。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
	全国障害者スポーツ大会	県大会で選考された者	国体開催地で行われる全国大会に選手を派遣します。 令和5年度は鹿児島県で開催予定。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
秋季	(障害者)軽スポーツフェスティバル	県内にお住まいの方(障がいの有無は問いません)	軽スポーツを楽しむことを通じて、障がいのある人となない人の交流を深めます。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
	奈良県障害者作品展	県内の障がい者	障がい者の絵画、工芸等の作品を展示します。 ・北和展 12月初旬(県文化会館) ・中南和展 11月初旬(県万葉文化館)	県障害福祉課 社会参加・障害理解促進係 TEL 0742-27-8922 FAX 0742-22-1814
	奈良県みんなで楽しむ大芸術祭	県内にお住まいの方(障がいの有無を問いません)	「文化の力で奈良を元気に！」をテーマに、音楽・演劇・芸能・舞踊・美術など多様な芸術文化活動を通じて交流を深めます。	県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 TEL 0742-27-8488 FAX 0742-27-8481

7 教育に関する相談

1. 相談の窓口

(1) 奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室 支援係

障がいがあると思われる子どもとその保護者、教員などを対象に教育相談を行っています。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722

奈良県総合リハビリテーションセンター内

T E L 0744-32-8201

F A X 0744-33-4980

(2) 生駒市教育委員会

就学に関する相談だけでなく、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒の相談に応じます。

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市役所教育指導課

T E L 0743-74-1111 (内線2710)

F A X 0743-74-6464

(3) 県立特別支援学校(盲・ろう・養護学校)

障害別	学 校 名	所 在 地	電 話	F A X
視覚	盲 学 校	大和郡山市丹後庄町222-1	0743-56-3171	0743-56-9148
聴覚	ろ う 学 校	大和郡山市丹後庄町456	0743-56-2921	0743-56-8833
肢体不自由・病弱	明日香養護学校	高市郡明日香村大字川原410	0744-54-3380	0744-54-2396
	奈良養護学校	奈良市七条町135	0742-34-2671	0742-33-9459
知的障がい	奈良東養護学校	奈良市七条2丁目670	0742-44-0112	0742-44-5681
	奈良西養護学校	奈良市帝塚山西2丁目1-1	0742-45-1421	0742-45-1427
	二階堂養護学校	天理市庵治町358-1	0743-64-3081	0743-64-2962
	高等養護学校	磯城郡田原本町宮森34-1	0744-33-2626	0744-32-7289
	西和養護学校	北葛城郡上牧町下牧1010	0745-73-2111	0745-32-9877
	大淀養護学校	吉野郡大淀町下瀬414-1	0747-52-7655	0747-52-8620

8 雇用・就労に関する相談

1. 相談の窓口

(1) ハローワーク（公共職業安定所）

職業の紹介など職業に関するあらゆる相談に応じています。特にハローワークには専門の職員が配置されていて、障がい者の職業問題についてきめ細かな相談に応じています。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
ハローワーク奈良	奈良市法蓮町387（奈良第3地方合同庁舎内）	0742-36-1601	0742-36-1608
ハローワーク大和高田	大和高田市池田574-6	0745-52-5801	0745-53-4181
ハローワーク桜井	桜井市外山285-4-5	0744-45-0112	0744-45-3990
ハローワーク下市	吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867	0747-52-0406
ハローワーク大和郡山	大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355	0743-55-0670

(2) 奈良障害者職業センター

障がいのある方に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

〒630-8014 奈良市四条大路4丁目2-4

T E L 0742-34-5335

F A X 0742-34-1899

(3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
なら西和障害者就業・生活支援センターライク	〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2	0743-85-7702	0743-85-7703

2. 就業・雇用促進

障がい者の雇用促進や職業の安定は、雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業能力開発促進法などによって、次のような措置が行われています。

項 目	内 容	金額等	問い合わせ先
公共職業訓練 (施設内訓練)	障がい者に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として奈良県立高等技術専門学校で行っています。訓練期間は1年。 ※奈良県高等技術専門学校 〒636-0212 磯城郡三宅町石見440 T E L 0745-44-0565 F A X 0745-44-1057	①訓練費用は無料 ②雇用対策法が適用される場合、要件によっては訓練手当(a～c)が支給される場合があります。 a 基本手当 (1日3,530～4,310円) b 受講手当 (受講1日につき500円 支給限度日数：40日分) c 交通費支給	
公共職業訓練 (障がい者の態様に 応じた多様な委託 訓練)	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関などに委託して、障がい者が居住する地域において、就職に必要な知識や技能を習得するための訓練を実施しています。 ①知識・技能習得訓練コース ②実践能力習得訓練コース 訓練期間、訓練時間：標準1か月 (1か月あたり100時間)	訓練費用は無料	
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするため、都道府県が事業所に委託して訓練を実施するもので、訓練修了後は、事業所に雇用されることを前提としています。訓練期間は通常6か月(重度障がい者は1年)以内	①訓練手当(訓練生) (1日3,530～3,930円) 受講手当 (受講1日につき500円 支給限度日数：40日分) 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 (事業主) 訓練生1人につき 月額 24,000円 (重度 25,000円)	ハローワーク (公共職業安定所)
短期職場適応訓練 (職場実習)	実際に従事する仕事を体験させ訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させ、作業環境に適応することを容易にするもので、都道府県が事業主に委託して行います。訓練期間は2週間(重度障がい者は4週間)以内	①訓練手当(訓練生) (1日3,530～3,930円) 受講手当 (受講1日につき500円) 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 (事業主) 訓練生1人につき 日額 960円 (重度 1,000円)	

9 医療の相談・助成

1. 相談の窓口

- (1) 生駒市役所：生駒市東新町8番38号 TEL 74-1111 FAX 75-4879
- (2) 郡山保健所：大和郡山市満願寺町60-1 TEL 0743-51-0197 FAX 0743-52-6095
- 専門医による障がいの早期発見や特定疾患・精神保健福祉など総合的な保健福祉の相談に応じています。

2. 医療費の助成など

制度	対象者	助成の内容など
(1)心身障害者医療費助成制度	国民健康保険、各種社会保険に加入する1歳以上75歳未満の人で、次の①、②、③の方 ①身体障害者手帳1級および2級 ②療育手帳A、A1、A2 ③一定所得基準未満に該当する	保険診療の自己負担分を助成します。 ただし、入院時の食事費用は助成対象外となります。 (所得制限があります)
(2)重度心身障害老人等医療費助成制度	後期高齢者医療制度等に加入している人で、次の①、②、③の方 ①身体障害者手帳1級および2級 ②療育手帳A、A1、A2 ③一定所得基準未満に該当する	保険診療の自己負担分を助成します。 ただし、入院時の食事費用は助成対象外となります。 (所得制限があります)
(3)後期高齢者医療制度への移行	原則75歳以上の方が加入する制度ですが、65歳から74歳の方で、一定の障がい*があると広域連合が認めた方もこの制度に移行することができます。 ※一定の障がいとは ・障害年金1級および2級 ・身体障害者手帳1級から3級、4級の一部 ・精神障害者保健福祉手帳1級および2級 ・療育手帳A、A1、A2	医療機関の窓口で支払う自己負担割合が1割から3割になります。
(4)自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童または現存する疾患がこれを放置するとき、将来に障がいを残すと認められる児童	保険診療の自己負担分の全部または一部を助成します。 ただし、指定医療機関において医療を受ける必要があります。 また、所得などに応じて負担上限があります。
(5)自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳の所持者で、手術などによって障がいの程度を軽くしたり、除去したり、障がいの進行を防ぐことが可能な者	育成医療に同じ。

制度	対象者	助成の内容など
(6)自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患またはてんかんがあるために、 通院による治療を継続的に必要とする 程度の状態である者	育成医療に同じ。 障がい福祉課
(7)精神障害者医 療費助成事業	(一般・後期高齢者) 各種医療保険に加入する精神障害者保 健福祉手帳 1 級または 2 級所持者	受給資格証の交付を受けた方に対して、保険診療 の自己負担分から一部負担金を控除した額を助成 します。ただし入院時の食事費用は助成対象外と なります。(所得制限があります)
	(精神通院) 国民健康保険の被保険者または社会保 険各法の被扶養者または後期高齢者医 療費制度の被保険者であって、(6)で自己 負担された方(生活保護受給者は除く)	精神通院の自己負担分から一部負担金を控除し た額を助成します。 (社会保険各法の被扶養者の方は、所得制限が あります) 障がい福祉課
(8)指定難病特 定医療	筋萎縮性側索硬化症など指定された338 疾病の指定難病の患者	保険診療の自己負担分の全部または一部を助成 します。 ※平成27年1月から制度が改正されました。 指定難病認定患者が介護保険の下記のサービス を利用した場合の自己負担額は、公費助成の対 象となります。 〔 訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、介護療養型医療 施設への入院(居住費および食費は対象外) 〕 郡山保健所
(9)特定疾患医 療	スモン、プリオン病(クロイツフェル ト・ヤコブ病のみ) ※劇症肝炎及び重症急性膵炎につい ては、平成27年1月以降は対象外です が、引き続いて医療受給者証をお持ち の方は対象となります。	保険診療の自己負担分の全部を助成します。 指定疾患認定患者が介護保険の下記のサービス を利用した場合の自己負担額は、公費助成の対 象となります。 〔 訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、介護療養型医療 施設への入院(居住費および食費は対象外) 〕 郡山保健所
(10)小児慢性特 定疾病医療	18歳未満で悪性新生物・慢性腎疾患な ど指定された16疾患群の小児慢性特定 疾病の患者	保険診療の自己負担分の全部または一部を助成 します。 郡山保健所
(11)未熟児養育 医療	身体の発達が未熟なまま生まれた1歳 未満の乳児が指定養育医療機関で入院 治療を受ける場合	保険診療の入院治療に要する医療費を市が負担し ます。ただし、所得に応じて後日自己負担金を徴 収します。 国保医療課 福祉医療係

3. 障害者総合支援法による更生医療・育成医療の 指定医療機関

令和4年4月1日現在

所在 市町村	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当する医療
生 駒 市	生駒市立病院	630-0213	生駒市東生駒1丁目6-2	72-1111	腎臓、心臓脈管外科（更生医療のみ）、形成外科
	アベクリニック	630-0221	生駒市さつき台2丁目451-33	76-8100	腎臓
	田中泌尿器科医院	630-0244	生駒市東松ヶ丘15番30号	75-2861	腎臓
	阪奈中央病院	630-0243	生駒市俵口町741番地	74-8660	腎臓、整形外科、心臓脈管外科（更生医療のみ）
	近畿大学 奈良病 院	630-0293	生駒市乙田町1248-1	77-0880	口腔、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓脈管外科、腎臓、小腸、肝臓移植、耳鼻咽喉科、眼科
	中谷矯正歯科	630-0252	生駒市山崎町4-5 NDAビル3F	74-5085	歯科矯正
	本多矯正歯科	630-0245	生駒市北新町12-38-202 ピアノラッセ2F	71-8817	歯科矯正
奈 良 市	奈良県総合 医療センター	630-8054	奈良市七条西2丁目897-5	0742-46-6001	整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、心臓脈管外科、腎臓、口腔
	市立奈良病院	630-8305	奈良市東紀寺町1丁目50-1	0742-24-1251	整形外科、心臓脈管外科、免疫、腎臓
	東大寺福祉療育病院	630-8211	奈良市雑司町406-1	0742-22-5577	整形外科
	西奈良中央病院	631-0022	奈良市鶴舞西町1-15	0742-43-3333	整形外科、腎臓
	済生会奈良病院	630-8145	奈良市八条4丁目643番地	0742-36-1881	整形外科、腎臓
	氏井矯正歯科 クリニック	630-8115	奈良市大宮町1丁目1番28号	0742-23-4331	歯科矯正
	大谷歯科医院	630-8013	奈良市三条大路1丁目1番90号 奈良セントラルビル3F	0742-34-1473	歯科矯正
	柏井クリニック	630-8114	奈良市芝辻町4丁目13-3	0742-34-5451	腎臓
	西の京病院	630-8041	奈良市六条町102-1	0742-35-1121	腎臓
	西の京病院 西大寺クリニック	631-0824	奈良市西大寺南町4-11	0742-52-3711	腎臓
	高の原中央病院	631-0805	奈良市右京1丁目3番地の3	0742-71-1030	腎臓、心臓脈管外科
	おかたに病院	630-8141	奈良市南京終町1丁目25-1	0742-63-7700	腎臓
	おうとくクリニック	630-8122	奈良市三条本町8-1	0742-32-0109	腎臓
	奈良東九条病院	630-8144	奈良市東九条町752	0742-61-1118	腎臓
	吉本医院	630-8115	奈良市大宮町6丁目5-5	0742-33-5111	腎臓
	近鉄奈良駅前 クリニック	630-8214	奈良市東向北町25-1 コンフォート吉村1階	0742-81-9330	腎臓（シャントに対する経皮的血管形成術に限る）
	しんのクリニック	630-8136	奈良市恋の窪1丁目5-1	0742-87-0577	中枢神経
	浜中矯正歯科 クリニック	631-0036	奈良市学園北1丁目1-1 ル・シエル学園前401	0742-46-9410	歯科矯正
	西大寺高橋 矯正歯科	631-0821	奈良市西大寺東町2丁目1番55号 丸和西大寺ビル6F	0742-35-3566	歯科矯正
	しみず矯正歯科 クリニック	631-0805	奈良市右京1丁目4-2 サントウンひまわり館3F	0742-70-3111	歯科矯正
奈良医療センター	630-8053	奈良市七条2丁目789	0742-45-4591	整形外科	
かみつじこども クリニック	631-0011	奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2階	0742-48-0123	腎臓（腎臓移植後の抗免疫療法に限る）	
永田眼科	631-0824	奈良市宝来町北山田1147	0742-45-2230	眼科	

所在地	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当する医療
大和郡山市	のぐち矯正歯科クリニック	639-1007	大和郡山市南郡山町520-18	51-1188	歯科矯正
	田北病院	639-1016	大和郡山市城南町2番13号	54-0112	整形外科、心臓脈管外科
	森下眼科クリニック	639-1028	大和郡山市田中町766-1	51-1123	眼科
	大和郡山病院	639-1013	大和郡山市朝日町1番62号	53-1111	整形外科、眼科(育成医療のみ)
	壬生病院	639-1042	大和郡山市小泉町2356-1	85-6680	腎臓(更生医療のみ)
天理市	高井病院	632-0006	天理市蔵之庄町470-8	65-0372	心臓脈管外科、腎臓
	天理よろづ相談所病院	632-8552	天理市三島町200	63-5611	眼科、口腔、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓脈管外科、腎臓
	天理透析クリニック	632-0078	天理市杉本町287番地1	63-7695	腎臓(更生医療のみ)
	奥村クリニック	632-0033	天理市勾田町43-3	61-5666	腎臓
大和高田市	高田診療所	635-0096	大和高田市西町1-26	0745-23-1553	腎臓
	細山矯正歯科医院	635-0015	大和高田市幸町10-16	0745-52-3511	歯科矯正
	大和高田市立病院	635-8501	大和高田市磯野北町1番1号	0745-53-2901	腎臓
	奥野クリニック	635-0023	大和高田市日之出東本町20-18	0745-43-9700	中枢神経
橿原市	平成記念病院	634-0813	橿原市四条町827	0744-29-3300	整形外科、脳神経外科
	翠悠会診療所	634-0007	橿原市葛本町676-1	0744-26-2222	腎臓
	岡下矯正歯科	634-0045	橿原市石川町282-3	0744-28-4183	歯科矯正
	松川矯正歯科医院	634-0804	橿原市内膳町1-1-5 大通口ビル4F	0744-25-4541	歯科矯正
	藤原京クリニック	634-0074	橿原市四分町23番地	0744-20-0311	腎臓
	しらかしクリニック	634-0051	橿原市白橿町2丁目2211番地1	0744-51-0801	腎臓
	奈良県立医科大学附属病院	634-8522	橿原市四条町840番地	0744-22-3051	眼科、耳鼻咽喉科口腔、整形外科、形成外科、中枢神経、脳神経外科、心臓脈管外科、腎臓、腎移植、歯科矯正、免疫、肝臓移植、小腸
	浜野クリニック	634-0815	橿原市大谷町82番地の18	0744-23-6367	腎臓
桜井市	吉江医院	633-0068	桜井市東新堂83番地の1	0744-46-3340	腎臓
	山本歯科医院	633-0067	桜井市大福79	0744-42-3110	歯科矯正
	済生会中和病院	633-0054	桜井市阿部323	0744-43-5001	整形外科、腎臓、腎移植
	桜井透析クリニック	636-0076	桜井市大字大泉154-3	0744-46-2973	腎臓

所在地	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当する医療
五條市	田畑医院	637-0082	五條市中之町1617-1	0747-25-1211	腎臓
御所市	済生会御所病院	639-2306	御所市三室20	0745-62-3585	腎臓
香芝市	旭ヶ丘クリニック	639-0266	香芝市旭ヶ丘5丁目36-1	0745-71-5600	腎臓
	香芝透析クリニック	639-0252	香芝市穴虫880	0745-71-5535	腎臓
	香芝生喜病院	639-0252	香芝市穴虫3300番地3	0745-71-3113	腎臓
葛城市	かつらぎクリニック	639-2113	葛城市北花内616-1	0745-69-0801	腎臓
宇陀市	宇陀市立病院	633-0253	宇陀市榛原萩原815	0745-82-0381	腎臓、整形外科、
平群町	菊美台クリニック	636-0906	生駒郡平群町菊美台1-10-13	0745-46-2221	腎臓（更生医療のみ）
三郷町	奈良県西和医療センター	636-0802	生駒郡三郷町三室1丁目14-16	0745-32-0505	心臓血管外科、腎臓
	王寺診療所	636-0811	生駒郡三郷町勢野東6丁目15番27号	0745-32-6588	腎臓
川西町	たつみ歯科医院	636-0204	磯城郡川西町唐院399-2	0745-43-2163	歯科矯正
田原本町	国保中央病院	636-0302	磯城郡田原本町宮古404-1	0744-32-8800	整形外科、腎臓
	奈良県総合リハビリテーションセンター	636-0393	磯城郡田原本町多722	0744-32-0200	整形外科
上牧町	奈良友誼会病院	639-0212	北葛城郡上牧町服部台5丁目2番1	0745-78-3588	腎臓
王寺町	宮本矯正歯科医院	636-0002	北葛城郡王寺町王寺2丁目8-25	0745-73-4041	歯科矯正
広陵町	近藤クリニック 真美ヶ丘腎臓センター	635-0831	北葛城郡広陵町馬見北6-1-8	0745-55-7222	腎臓
河合町	星和台クリニック	636-0081	北葛城郡河合町星和台2丁目1-20	0745-31-2071	腎臓
大淀町	中辻医院	638-0812	吉野郡大淀町桧垣本104番地の2	0747-52-8586	腎臓
	南和病院	638-0833	吉野郡大淀町福神1-181	0747-54-5800	腎臓
	南奈良総合医療センター	638-8551	吉野郡大淀町福神8番1	0747-54-5000	整形外科、腎臓、免疫

10 年金・手当・貸付

1. 年金・手当

障がい者を対象に支給される年金・手当には次のようなものがあります。

これらの年金・手当には、それぞれ障がいの程度や年齢・所得制限、他の年金との併給制限など、いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせ下さい。

(令和4年8月1日現在)

制度	対象者	給付額	支給制限	支給月
(1)特別障害者手当 障がい福祉課	20歳以上の在宅で重度または重複障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	月額 27,300円	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・3か月以上入院している者 ※2	2月 5月 8月 11月
(2)障害児福祉手当 障がい福祉課	20歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする者	月額 14,850円	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・障がいを事由とする公的年金を受けているとき	2月 5月 8月 11月
(3)児童扶養手当 こども総務課 庶務給付係	父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や母(父)にかわってその児童を養育している者 また、父(母)がいても父(母)に重度の障がいがある場合 ※児童が18歳に達する日以降最初の3月31日まで ただし児童に重度の障がいがある場合は20歳まで	児童1人の場合 所得により 月額 43,070~10,160円 児童2人目の加算額 所得により 月額 10,170~5,090円 児童3人目以降の加算額(児童1人につき) 月額 6,100~3,050円 令和4年4月1日現在	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・公的年金を受けることができるとき	1月 3月 5月 7月 9月 11月
(4)特別児童扶養手当 こども総務課 庶務給付係	下記の障がいを有する心身障がい児(20歳未満)を養育している者 ①おおむね身体障害者手帳1~3級および4級の一部 ②おおむね療育手帳A、A1、A2およびBの一部 ③その他①②と同程度の障がいと認められる者	1級 月額 52,400円 2級 月額 34,900円 令和4年4月1日現在	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき	4月 8月 11月

※1：毎年8月に受給者の方に所得状況調査を実施しています。期間内に提出いただけない場合、手当の支給を停止します。

※2：病院への3か月以上の入院など、手当の支給制限に該当する場合はすみやかに市役所までご連絡下さい。ご連絡がなく手当を多く受給された場合、該当期間分が返還となります。

制度	対象者	給付額	支給制限	支給月																
(5)障害基礎年金 (国民年金の場合) 福祉政策課 庶務年金係 第2号・第3号 被保険者期間中に 初診日がある場合 は年金事務所	国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、国民年金保険法施行令に定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるもの。（障害者手帳の等級とは異なります） ※そのほか年齢や、保険料納付の要件等があります。	・1級 年額 972,250円 ・2級 年額 777,800円	・所得制限 （20歳前障害の場合）	2月 4月 6月 8月 10月 12月																
(6)特別障害給付金 福祉政策課 庶務年金係	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がい者に該当する方。 なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外	・障害基礎年金1級に該当する方 月額 52,300円 ・障害基礎年金2級に該当する方 月額 41,840円	・所得制限	2月 4月 6月 8月 10月 12月																
(7)心身障害者扶養共済制度 障がい福祉課	障がい者の保護者が加入し、加入者が死亡等の場合に障がい者に年金が支給されます。 ①加入者の年齢が加入時65歳未満であること。 ②加入者が、知的障がい者(児)・身体障害者手帳1～3級の身体障がい者(児)またはその他の障がい者が前記のものと同程度と認められる者を扶養していること。 ※障がい者1人に対し、加入できるのは1人のみです。 掛金(2口まで加入可) 平成20年4月以降新規加入の方 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加入年令</th> <th style="width: 70%;">掛金(1口当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>月額 9,300円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>// 11,400円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>// 14,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>// 17,300円</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>// 18,800円</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>// 20,700円</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>// 23,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入年令	掛金(1口当たり)	35歳未満	月額 9,300円	35～39歳	// 11,400円	40～44歳	// 14,300円	45～49歳	// 17,300円	50～54歳	// 18,800円	55～59歳	// 20,700円	60～64歳	// 23,300円	月額 20,000円 (2口加入の場合は40,000円)		
加入年令	掛金(1口当たり)																			
35歳未満	月額 9,300円																			
35～39歳	// 11,400円																			
40～44歳	// 14,300円																			
45～49歳	// 17,300円																			
50～54歳	// 18,800円																			
55～59歳	// 20,700円																			
60～64歳	// 23,300円																			

2. 生活福祉資金の貸付

(窓口) 社会福祉協議会

TEL 0743-75-0234

生活福祉資金の貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

○対象 障がい者世帯

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯)
※そのほか低所得世帯や高齢者世帯の方も同様の制度が利用できます。

○注意

- ・所得による制限があります。
- ・実際に貸付できる金額は、各限度額の範囲内で、内容によって異なります。
- ・掲載しています一覧以外の貸付については、お問い合わせください。

貸付の一覧 (福祉資金)

(令和4年4月1日現在)

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費、その期間中の生計を維持するために必要な経費	6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内
	住宅の増改築、補修等、公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円以内
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	
緊急小口資金	緊急かつ一時的な生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内